

規 則

国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第四十五号

国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例施行規則の一部を改正する
規則

国営土地改良事業負担金及び特別徴収金徴収条例施行規則（昭和四十二年埼玉県
規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

「冊

第三号様式中「あて先」を「宛先」に、
「住所又は所在地」を
氏名又は名称及び代表者の氏名」

請者 住所
氏名

「法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名」
に改め、「園」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。